No.78 令和5年(2023年)5月10日

編集・発行

立川市福祉保健部保険年金課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156-9

TEL : 042(523)2111、内線1390

FAX : 042 (523) 2145

元コードからアクセス可)。

EMAIL: hoken@city.tachikawa.lg.jp (お問い合わせフォームは右2次



国民健康保険制度について

国民皆保険制度とは?

日本では、みんなが安心して医療を受けられるよ うに、全ての人がいずれかの医療保険に加入するこ とになっています(皆保険制度)。

医療保険制度とは、日ごろから被保険者(加入者)が所得などに応じた保険料を出し 合うことで、病気やケガをしてしまったときにかかる医療費の負担を軽くすることを目 的とした**助け合いの制度**です。

加入者は医療費の一部を支払うだけで診療が受けられますが、残りの医療費は加入 者から納付していただく保険料などを財源として保険者(都道府県・市町村や組合・企 業など)が医療機関に支払っています。

あなたが加入する医療保険は

両親等の扶養者が加入する保険で医療を受けることになります。

健康保険組合等 (会社員等)

共済組合 (公務員等)

協会 けんぽ 国民健康保険

(自営業・農林業・

健康保険組合等 (会社員等)

被用者保険の任意加入

会社を退職された方等が一定

の条件を満たすと、引き続き

共済組合 (公務員等)

協会 けんぽ 国民健康保険

自営業 農林業 アルバイト

その保険に加入できます。

出生

学生

就職

退職

75歳

後期高齢者医療制度

※75歳になると、全員が自動的に後期高齢者医療制度へ加入し ます。加入の手続きは不要です。



国民健康保険の加入・脱退などの手続き

下記に該当するときは、必ず手続きが必要です。

	こんなとき	ご用意いただくもの	
	転入してきたとき	転出証明書	
国保に加入	他の保険を脱退したとき	加入していた医療保険の資格喪失 証明書等	本人確認書類 通帳等、金融機関 な民は紀(伊隆料日
	生活保護を受けなくなったとき	保護受給証明書等	お届け印(保険料口 座振替希望の方)
	子どもが生まれたとき	国保加入者の世帯員の保険証	
馬	転出するとき	保険証	
国保を脱退	他の保険に加入したとき	国保と加入した医療保険の保険証	
退	生活保護を受けることになったとき	保護受給証明書等、保険証	
その他の	市内転居や氏名、世帯主などが変わったとき	保険証	
	保険証の再発行(紛失した場合など)	本人確認資料	
変更	修学のため他の市町村に住むとき	在学証明書、転出先の住民票、保	険証

●保険証を直接お渡しする際には、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

立川市の 国民健康保険

さまざまな医療保険のうち、立川市 が運営する国民健康保険(国保)は、お 住まいの市町村を単位として組織され ている「市町村国保」と呼ばれている ものです。

国保では、医療機関を受診したとき の医療費が一部負担となるだけでな く、医療費が高額になったときや出産 したとき、加入者が亡くなったときな どに、届け出をすることでさまざまな 給付を受けることができます。

健康でいきいきとした生活を送るた めにも、この制度を正しく理解し、活 用しましょう!

国保資格喪失後の

受診について ~保険証は正しく使いましょう!~

お勤め先やご家族の医療保険に加入 したにもかかわらず、立川市国保の保 険証で受診してしまった場合や、さか のぼって立川市国保の資格を喪失した ときは、その間の医療費を立川市に返 還していただくことになります。

医療保険が立川市国保以外になった ときは、立川市国保の保険証は使用で きません。

お早めに脱退の手続きをし、また、 医療機関には保険証が変更になったこ とをお伝えください。

☎042(523)2111 お問い合わせ お手続き 市役所本庁舎1階 保険年金課(6番窓口) 国保・後期高齢者医療の保険証・医療費に関すること、医療費の適正化に関すること 医療給付係 内線1399、1400、1401、1402、1424 国保財政・人間ドック・脳ドック受診利用補助に関すること 業務係 内線1390 健康推進課 健康診查2042(527)3272[直通]、内線4740 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健康診査に関すること (庁舎外:健康会館)保健指導☎042(527)3272〔直通〕、内線4732 国保・後期高齢者医療の保険料の計算に関すること 賦課係 内線1406、1407、1416、1422 国保・後期高齢者医療の保険料の納付相談に関すること 収納課 内線1249~1263

国民健康保険で受けられる給付

医療機関などの窓口での負担 (一部負担金)

医療機関などを受診するときは、保険証 などを提示すれば、医療費の一部の負担で 医療を受けることができます。

医療機関の窓口で負担する割合(自己負 担割合)は右表の通りです。



年 齢	自己負担割合	
義務教育就学前まで	2割	
義務教育就学後から69歳まで※1	3割	
70歳から74歳まで※1	2割または 3割	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上 の70歳から74歳までの国保加入者がいる場 合は3割になります。※2

- ※1 70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から2割または3割になり、割合が記載され た高齢受給者証が交付されます。
- ※2 同一世帯の収入や所得の状況により2割になるときもあります。手続きが必要な方には、こ ちらから通知しています。

高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、本人や世帯員の所得の状況により自己 負担割合が異なるため、「高齢受給者証」を交付しています。 高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその 月)から利用しますので、70歳を迎える月に郵送で送付しています。

受診の際には保険証と一緒にご提示ください。

一部負担金の減免・徴収猶予 申請が必要です

災害や、病気、ケガ、失業その他の特別な事情により著しい損害 を受け、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生 活が困窮し、支払いが困難な場合に、一部負担金の減免または猶予 の制度があります。

なお、減免は3か月以内、猶予は6か月以内となります。

国民健康保険にはほかにもこんな給付があります

申請が必要です

療養費

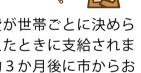
全額自己負担したときなど

やむを得ず保険証を持たずに医療機関などを受 診し、医療費の全額を支払ったときや、医師の指 示により補装具を作ったときなどに支給されま す。申請には、「診療報酬明細書」や「医師の証 明書(作成指示書や同意書)」および医療機関にお 支払いになった際の「領収書」が必要です。

申請に必要なもの 👤

- 受診した方の保険証
- 世帯主名義の口座の わかるもの
- その他(下表参照)

医療費が高額になったとき



1か月に支払った医療費が世帯ごとに決めら れた自己負担限度額を超えたときに支給されま す。該当の方には診療の約3か月後に市からお 知らせを送付しています。

高額療養費

また、事前に「限度額適用認定証」の交付を 受け医療機関で提示すると医療機関での支払い 時に限度額までの支払いにすることもできます。

● 療養費申請に必要なもの(全て原本)

	診療報酬 明細書	医師の 同意書・指示書	領収書	パスポート
やむを得ず 全額自己負担したとき	0		0	
補装具を購入したとき※ 1		0	0	
海外渡航中に 診療を受けたとき	(翻訳も必要)		○ (翻訳も必要)	0

※1 治療用装具の写真が必要な場合があります。

入院時食事費用の減額



入院するとき

住民税非課税世帯の方が入院する際は、食事 にかかる標準負担額が減額されます。事前に 「標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

申請に必要なもの(退院後に請求する場合)

- ●対象者の保険証
- ●90日以上入院しているときは入院期間が確認 できる領収書(所得区分才または || の認定証を お持ちの方のみ)

出産育児一時金

出産したとき

加入者が出産したとき、一時金が支給さ れます。加入者の負担軽減のために、出産 費用の支払いの一部に一時金を充てることが できる「直接支払制度」「受取代理制度」があ ります。事前に出産する病院などにご確認く ださい。なお、出産費用が一時金に満たな いときや、直接支払制度・受取代理制度を 利用していないときは、申請が必要です。

申請に必要なもの

- ●出産した方の保険証
- ●世帯主名義の口座がわかる もの
- 領収書
- 直接支払利用の有無が確認 できる書類
- ●医師の証明書(死産・流産 のときのみ)

●手続きや申請によっては、マイナンバーの記載が必要な場合があります。記載にあたり マイナンバーカード、もしくは通知カード、身元確認書類などが必要になります。詳しく は保険年金課までお問い合わせください。



亡くなったとき

加入者が亡くなられたとき、その方の葬儀を 行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給さ れます。

申請に必要なもの

- ●亡くなられた方の保険証
- ●喪主名義の口座がわかるもの
- ●喪主が確認できる領収書か会葬礼状の写し

健康診査等で生活習慣病を早期発見!早期予防!

特定健康診査はメタボリックシンドロームの早期発見と予防・改善を目的としており、糖尿病や心筋梗塞などの早期発見に役立ちます。 より詳細な項目を検査する、人間ドックと脳ドックの利用補助も行っています。健康診査等を活用して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけ にしましょう。

または 特定健康診査 対象者 40歳以上の立川市国保ご加入の方 実施期間 令和5年5月15日~令和6年3月31日 無料 費用 (大腸がん検診 追加希望者のみ 300円) 実施場所 立川市内医療機関等およそ120か所 問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査 ・理学的検査(視診等)・尿潜血・総コレステロー 内容 ル・腎機能等 ▶医師の判断による追加や希望者のみ 胸部X線・心電図・眼底・大腸がん検診 対象者に受診券を送付します。 案内書類 年度途中に国保に加入された方などは、健康推進課 へお電話ください。 受診に 冬になるとインフルエンザ等の予防接種や風邪な 関する どで病院が大変混み合い予約がとりにくくなりま 注意点 す。早めのご予約、ご受診をお願いいたします。

30歳以上の立川市国保ご加入の方

人間ドック

・脳ドックは、50歳以上の方は年度に1回、50歳未満の方は2年度に1回となります

通年

各医療機関によって異なる 人間ドック 20,000円補助 各医療機関によって異なる 脳ドック 15,000円補助

脳ドック

・税込受診費用が補助金額を下回る場合は実費分まで。最大35,000円分の補助!

下記検査内容を満たせば全国どの医療機関でも可

左記健康診査項目のほか、眼底・眼圧・ 視力・聴力・呼吸機能・胸部X線・胃部X 線・食道部X線・十二指腸X線・血液詳細 検査・大腸がん検診

▶X線は、内視鏡等代替となる検査でも可

MRI, MRA

申請手続きや契約医療機関一覧については、立川市ホームページをご覧いただくか、 保険年金課窓口、各連絡所にあります「案内チラシ」にてご確認ください。 また、「案内チラシ」の郵送を希望する方は、保険年金課業務係へお電話ください。

補助に 関する 注意点

- ①健康診査と人間ドック補助は、年度内にどちらか1回しか利用できません。 ただし脳ドックと特定健康診査の併用は可能です。
- ②保険料の未納がある場合は、ご利用いただけない場合があります。

2つのプランから選べます!

③結果票の提出が必須となります。提出いただけない場合は補助できません。

・後期高齢者医療制度にも同様の制度があります。

生活習慣・健康支援(糖尿病性腎症重症化予防プログラム)

医療機関の診療情報から対象の方に糖尿病性腎 症の重症化予防の生活習慣支援のご案内を送付し ます。かかりつけ医と連携して保健指導を行いま す。食事や運動、お薬のことなどお話を伺いなが ら進めていきます。

※なお、かかりつけ医の意見や病状等の事情によりご参加い ただけない場合もございます。



看護師プラン

専門の看護師が面談や電話で指導します。 市役所内の部屋でお約束した時間に個人面 談を行うほか、タブレット端末を利用した オンライン面談もお選びいただけます。

薬局プラン



普段利用しているかかりつけ薬局で、くす りを受け取る際に面談を行います。プログ ラムの参加は、かかりつけ薬局からもご案 内いたします。下記のかかりつけ薬局の方 はぜひ、ご相談ください。

薬 局 名	住 所
榎本調剤薬局	富士見町 1-31-18 1 階
岩﨑薬局	富士見町 4-9-18
あさひ調剤薬局	柴崎町 2-14-25
立川調剤薬局	柴崎町 2-17-19
あさひの薬局	柴崎町 2-17-20
なの花薬局立川駅前店	柴崎町 3-8-2 1 階
アストロ薬局	柴崎町 6-19-22

薬局名	住 所
しんわ薬局立川店	錦町 1-17-13
にしやま薬局	錦町 2-7-8
マロン薬局にしき店	錦町 4-5-3 1 階
アイン薬局立川錦町店	錦町 4-2-22
さつき薬局立川店	高松町 2-1-27 1 階
たかまつ調剤薬局	高松町 2-25-24
クリーン薬局	栄町 2-59-19

薬 局 名	住 所
アイン薬局立川栄町店	栄町 6-11-11
ときわ薬局	幸町 2-46-4
サンキ薬局	幸町 3-1-5
れんげ薬局立川店	柏町 3-3-10
ファーマシーミント柏町薬局	柏町 4-2-41
まつなか薬局	西砂町 6-6-19
榎本調剤薬局立川北口店	曙町 2-11-2 フロム中武 7 階



マイナンバーカードが

保険証として使えます。

くわしくは。2 マイナポータル



マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 1 より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧 機能を使えば、今までに使った薬の状況が共有 でき、より適切な医療が受けられるようになり

※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格

POINT 2) 手続きなしで限度額以上の一時的な 支払いが不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費 制度における限度額を超える支払いが免除され ます。



保険料について

(所得割額の料率・均等割額をすえおきました)

物価高騰に伴う市民生活への影響を鑑み、令和5年度も引き続き、所得割額の料率と均等割額 をすえおきました(平成31年度からすえおいています)。賦課限度額については、法定限度額から 乖離が大きくなってきているため引き上げました。

●令和5年度の保険料率等

区分	計算の基礎	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40~64歳の方のみ)
所得割	前年中の総所得金額等から基礎 控除43万円を引いた額(=①)	①×6.58%	①×2.24%	①×1.69%
均等割	加入者1人当たり	32,100円	11,700円	14,500円
年間賦課限度額 (1世帯当たり)		630,000円	190,000円	160,000円

Point

保険料の計算方法と 納付義務者

国民健康保険料は、「医療給付費分」「後期 高齢者支援金分」「介護納付金分」で構成され、 加入者それぞれについて『所得割』(所得に応 じて計算される保険料)と『均等割』(1人当た りに定額でかかる保険料)を計算し、世帯で合 算したものが各世帯の1年間(4月から翌年3 月)の保険料になります(年度途中の加入の場合、 令和6年3月までの加入月数に応じて計算しま

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。

世帯主の方が会社の保険等に加入されていて も、同一世帯の方が国保に加入している場合は、 世帯主の方宛でに納入通知書等をお送りします。

保険料の軽減・減免などについて

2~4については申請が必要です。

● 所得が少ない世帯への軽減

世帯主および加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)が、以 下のような世帯は、保険料の均等割額を自動的に軽減します。

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	フ割軽減
43万円+ (29万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+ (53.5万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

- ・65歳以上で公的年金を受給されている方がいる世帯は、公 的年金所得から15万円を差し引いた額を軽減判定所得とし ます。
- ・保険料は前年の所得に応じて計算されます。前年に所得がな かった方も、その旨を申告することにより上記軽減の対象と なることがありますので、忘れずに申告をお願いします。





2 非自発的失業者にかかる保険料の軽減

会社の倒産やリストラなどにより離職された方が一定の要件を満たし た場合、給与所得を100分の30として所得割の保険料を算定します。申 請にはハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」が必要です。 詳細はお問い合わせください。

🔞 旧被扶養者であった方への保険料の軽減

会社の健康保険などの「被用者保険」に加入していた方が75歳になり 「後期高齢者医療保険」に加入したことで、その被扶養者の方(65歳以 上75歳未満)が、新たに国保に加入する場合、申請により保険料の軽減 が受けられます(加入から2年を経過する月まで均等割額を5割軽減しま す)。

4 保険料の減免・納付猶予

災害・病気・ケガ・失業その他特別の事情により、あらゆる資産の活 用を図ったにもかかわらず、生活困窮のため保険料の納付が著しく困難 と認められる場合には、納期限までに申請することで、保険料が減免さ れることがあります。また、徴収を一時的に猶予できる場合もあります。

⑤ 未就学児の保険料の減免

未就学児の均等割保険料が、5割軽減となります。(①に該当する世帯 の未就学児は、①の軽減後の均等割保険料から5割軽減となります。)